(ｲ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネルの工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(6)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(5)(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（一次審査資料）の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(7)　本工事に経常ＪＶとして一次審査資料を提出した場合、その構成員は単体として一次審査資料を提出することはできない。

(8)　一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　一次審査資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

(10)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(11)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。

(12)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記５(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。）。

(13)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　一次審査に関する事項（一次審査）

一次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。

(1)　施工能力等

１）企業の施工能力　２点

(ｱ)　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の有無　１点

(ｲ)　「労務費見積り尊重宣言」の有無　１点

２）技術提案　20点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１

(a)　「坑口部Ｄ３における覆工コンクリート（インバート・坑門工を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」

(b)　「生産性向上に関する事項」

(2)　上記(1)による上位６者以外の競争参加者について、下記３）及び４）を加えたすべての項目の合計点にて上位２者を選抜する。

３）段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数　３点

４）同工種工事の受注件数　２点

４　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項（二次審査）

一次審査において選抜された者を対象に実施する。

ただし、通常選抜者及び追加選抜者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

(a)　技術提案　60点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１　(a)　「坑口部Ｄ３における覆工コンクリート（インバート・坑門工を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」

(b)　「生産性向上に関する事項」

指定テーマ２　「終点側坑口部の鋼製支保工、又はロックボルトにおける地山安定に着目した施工方法の工夫とその効果」

なお、技術評価項目のうち、二次審査で技術提案書の提出を求めるのは指定テーマ２のみとし、一次審査で審査された指定テーマ１の評価点を加えた合計点にて審査を行う。

二次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。